

# 特別養護老人ホーム いこいの森 西原

## ～ 入居お申し込みについてのご案内 ～

### ◇申込み資格

要介護認定を受けている方

### ◇申込み方法

\* 以下の同封書類をご確認下さい。

①入居申込書（申込者の方が記入します。）

②入所申込者調査票（ケアマネージャー等が記入します。）

③入居に係る介護支援専門員意見書（ケアマネージャー等が記入します。）

<②・③は茶封筒に入っています。開封なさないで下さい。>

上記書式3部にご記入の上、介護保健証の写し1部を添えて、ご持参にてお申し込み下さい。

\* 現在、ご自宅にお住まいで担当のケアマネージャーがいらっしゃる場合。

書式②・③の記入を担当のケアマネージャーに依頼して下さい。

\* 現在、介護保険施設（老健・介護療養型病院）に入所されている場合。

書式②・③の記入を施設のケアマネージャー、相談員、ソーシャルワーカー等に依頼して下さい。

\* 現在、担当のケアマネージャー等がいらっしゃらない場合。

当施設の相談員が直接お話を承りますので①にご記入の上ご来所下さい。

その際に日時のお約束をさせていただきますので事前にご連絡下さい。

（平日9時～18時までの受付となります。）

### ◇注意事項

申込書への記入は、できる限り詳細にお願い致します。

- ・申込みは、申込書の末欄にごございます同意書への署名・捺印の確認を以って受理致しますので、お忘れのないようお願い致します。
- ・入所申込者調査票・介護支援専門員意見書に関しては、担当ケアマネージャーにご依頼の上、別封にてご提出下さい。（開封無効）。また、調査票・意見書への記入はケアマネージャーが行いますので、申込者の方は開封、ご記入なさないよう十分にご注意下さい。

### ◇入所順位について

ご提出頂いた書類の情報を基に、栃木県が作成した評価基準に準じて、入居待機者の方の介護の必要度を点数化し、その点数の高い順に入居待機者名簿を作成します。当施設で空床が発生した際に入所判定会議を開催し、新規入所者を決定致します。判定会議では、名簿順位上位複数名を対象とし、それぞれの入居待機者の方の状況・当施設の現況とを勘案し、最も入居に適した方を判定致します。

\*以上の事をご理解頂いた上で、申込み頂けますよう宜しくお願い致します。

\*ご不明な点は遠慮無くご相談下さい。TEL028-658-6226 担当：生活相談員

特別養護老人ホーム いこいの森西原

# 特別養護老人ホームいこいの森西原入所等に係る基準

## 1. 目的

この基準は、特別養護老人ホーム(以下「施設」という)への入所申込が増加している中で、特別養護老人ホームいこいの森西原(以下「いこいの森西原」という)への入所に関する基準を明確化することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保し、真に入所が必要な利用者の円滑な入所に資することとする。

## 2. 入所の対象者

入所の対象となる申込者は、介護保険法に基づき要介護と認定された者（以下「要介護者」という）のうち、介護の必要性や居宅における介護の困難性等を勘案した「入所申込者評価基準」により算出した点数に基づく順位付け（1次判定）の結果が上位の者で、いこいの森西原が設置する入所に係る決定（2次判定）を行う「入所判定委員会」が認めた者とする。

## 3. 入所の申込み

入所の申込みは、本人・家族等が介護支援専門員又はいこいの森西原の生活相談員を通じて行うものとし、別紙の「入所に係る介護支援専門員意見書」又は「入所に係る生活相談員意見書」又は「入所申込者調査票」を添付するものとする。

## 4. 入所判定委員会

- (1) いこいの森西原は、入所を決定するための入所判定委員会を設置しなければならない。
- (2) 入所判定委員会は、施設長、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員等はいこいの森西原職員を常任委員として配置する他、非常任委員として当法人の評議員、地域福祉関係者などの第三者の委員を参加させることとする。
- (3) 入所判定委員会は、施設長が招集し開催する。
- (4) 入所判定委員会は、入所待機者名簿（以下「待機者名簿」という）の上位複数の者について2次判定を行い入所決定を行う。なお、いこいの森西原は予め入所待機者名簿を、「評価基準」により算定した点数が上位の者から順に作成しておくものとする。評価基準は別表1の通りとする。
- (5) 2次判定においては、入所申込者の個別の特殊事情、いこいの森西原の男女別の部屋の構成や入所者の状況等を総合的に勘案するものとする。
- (6) 入所判定委員会は、入所に係る審議の内容を記録・保管するものとし、申込者等からの請求があった場合には開示するものとする。
- (7) 施設長は、いこいの森西原退所者の再入居及び老人福祉法に定める措置委託による場合は入所判定委員会の審議によらず入所決定を行うことができる。ただし、当該入所者の介護の困難性等が当初入所時に比べ軽減されていると認められる場合は入所判定委員会の決定によるものとする。

## 5. 緊急入所の場合の取扱い

- (1) 対象者  
災害、介護者の緊急入院、虐待、その他の事情により、短期入所生活介護の利用可能な期間を超えて施設へ緊急入所することが必要であると施設長が認めた申込者とする。
- (2) 緊急入所の申込みは、本人・家族等が介護支援専門員又はいこいの森西原の生活相談員を通じて行うものとする。
- (3) 入所の決定等
  - ①施設長は、緊急度を調査の上、入所決定を行うものとする。
  - ②施設長は、調査結果及び決定内容を記録・保管するとともに、その内容を入所判定委員会へ報告するものとする。
  - ③施設長は、緊急入所の原因となった事由がなくなると認められる場合は当該入所者を退所させるものとする。

この場合において、当該入所者が通常の入所申込みを行うことを妨げない。

## 6. 適用時期

この基準は平成15年4月1日から適用する。